委員会提出議案第２号

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第109条第６項及び第７項並びに西東京市議会会議規則第14条第２項の規定により提出する。

令和３年３月５日

提出者　議会運営委員長　酒　井　ごう一郎

西東京市議会委員会条例の一部を改正する条例

西東京市議会委員会条例（平成13年西東京市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号中「10人」を「９人」に改め、同項第３号中「９人」を「10人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

常任委員会の定数を改める必要がある。